

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和4年10月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー守山駅東店 守山市浮気町字中ノ町300番10ほか11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社パ
ローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 62台
 - イ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 217㎡
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 48.8㎡
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 届出書記載のとおり
 - (2) 変更後
 - ア 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 42台
 - イ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 145㎡
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 42㎡
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 届出書記載のとおり
- 4 変更年月日 令和5年6月8日
- 5 変更の理由 B棟予定地を駐車場とするため。
- 6 届出年月日 令和4年10月7日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 令和4年10月21日から令和5年2月21日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年2月21日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号